三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀 山 市 実 行 委 員 会

第２回宿泊衛生専門委員会

日　時　　令和元年１０月２４日（木）１４時～

場　所　　亀山市役所　３階　大会議室

目　　次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会　第２回宿泊衛生専門委員会

【報告第１号】

第７４回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体視察報告（宿泊衛生分野）・・・　１

【議案第１号】

三重とこわか国体亀山市医療救護要項（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

【議案第２号】

三重とこわか国体亀山市食品衛生対策要項（案）・・・・・・・・・・・・・・　７

【議案第３号】

三重とこわか国体亀山市防疫対策要項（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

【議案第４号】

三重とこわか国体亀山市環境衛生対策要項（案）・・・・・・・・・・・・・・　９

【参考資料】

資料１
三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会宿泊衛生専門委員会
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
資料２
三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則・・・・・・・１２
資料３
三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程・・１７
資料４
三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画・・・・・・２０
資料５
三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
資料６
三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画・・・・・・・・・・・・・・・２４

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会

第２回宿泊衛生専門委員会　次第

１　開　会

２　委員長あいさつ

３　報告事項

【報告第１号】

第７４回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体視察報告（宿泊衛生分野）

４　議事

【議案第１号】

三重とこわか国体亀山市医療救護要項（案）について

【議案第２号】

三重とこわか国体亀山市食品衛生対策要項（案）について

【議案第３号】

三重とこわか国体亀山市防疫対策要項（案）について

【議案第４号】

三重とこわか国体亀山市環境衛生対策要項（案）について

５　閉会

報告事項

報告第１号

第７４回国民体育大会　いきいき茨城ゆめ国体　視察報告

令和元年１０月１日～６日まで、茨城県で開催されましたいきいき茨城ゆめ国体を視察しましたところ、内容は以下の通りでしたので報告します。

１.目的

令和３年度に三重県で開催される「三重とこわか国体」において、本市が担当となるウエイトリフティング競技、軟式野球を中心に視察し、今後の業務に活用することを目的とする。また、おもてなしや輸送交通、皇族視察の状況など幅広く情報収集を行い、大会運営の参考とする。

２.視察実施日：令和元年 10 月 1 日～6 日（6 日間）

３.視　察　先：高萩市（ウエイトリフティング、軟式野球）
日立市（軟式野球）

４.視 察 職 員：事務局職員 4 人
市職員６人
（総務班、受付案内班、競技会場班、式典表彰班、おもてなし班、環境美化班）

５.視察報告（宿泊衛生に関すること）

◈配宿

・主な視察先とした高萩市は、会期中宿泊できる施設が不足しており、競技会場まで車で１時間以上離れた他市施設が割り当てられていた。

・宿泊環境は、ビジネスホテルの個室や６畳に３人相部屋など、さまざまな状況があった。民宿の朝食は、ご飯、みそ汁、納豆、焼き魚、漬物、味付け海苔であったが、選手によっては、量が物足りないことが想定された。また、朝食の開始時間は、ある程度、融通を利かせてもらえるようであった。

◈弁当引換所の設置及び運営（受け取りおよび引換え）

・弁当引換所に１０時４５分に弁当業者が到着するので、保冷車トラックのエンジンを始動し弁当を保冷庫内へ積み込む。庫内温度は、１０℃以下で運転席パネルにて温度確認し、弁当引換まで保冷車の中で保管する。弁当付属品としては、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋がある。引換時間は、１１時～１３時（厳守）までである。引換時、引換員は手を洗い、手指消毒し、ラテックス手袋を着用する。弁当の引き渡し、保管、弁当殻回収までの一連の作業では、弁当業者との連絡調整が図られ、保健所の指導に基づく衛生管理が行われていた。

・保健所職員が飲食物や弁当配布の際、厳格に指導していた。

◈弁当

・弁当の食材は、可能な限り地元産を使用することを心がけており、見た目、量、味、料金ともに妥当なものであると感じた。（選手にとっては物足りない場合も想定される。）

・弁当の包み紙も、開催市の観光名所の写真を組み合わせたオリジナルのものを作成していた。

・屋外競技を観戦しながら食事をする場合、雨天時の対応を検討する必要がある。本市の場合、軟式野球会場は屋根が無いため、雨天時でも安心して食事ができる場所の確保を検討する必要がある。

◈休憩所の設営及び管理運営、ごみ回収

・出店コーナーの中央に無料休憩所が設けられ、競技開始１時間前から競技終了３０分後まで開設されていた。液晶モニター（５０インチ程度）が設置されており、競技会場内での実施されている模様がリアルタイムに映し出され、競技を観戦することができた。また、テーブル上には、除菌ウエットティシュが置かれ、職員が定期的に巡回する際、水拭き清掃が行われていた。

・ごみの排出方法について、全国から選手、関係者、観戦者が来場することから、亀山市のごみ分別（特にペットボトル）について周知する必要がある。（高萩市でのペットボトルの排出方法は、亀山市同様、ラベル、キャップを取外し排出することとなっているが、ごみ集積所（テント張）内で職員がラベル、キャップの取外し、また、会場内ごみ箱に捨てられたペットボトルのラベル、キャップの取外し作業を行っていた。）なお、燃えるゴミ・ペットボトル・缶に分別されたダンボール製のゴミ箱の設置及び食事の食べ残し、飲み残し用ザルとバケツの設置による衛生管理が行われていた。

◈救護

・ウエイトリフティング会場では、すべての日において医師、看護師、保健師各１名が配置されており、医師等は常時競技を観戦していた。

・軟式野球では、看護師１名が配置されており、救護室で待機していた。

【記録写真】

おもてなしブース保健所職員監視	調理場設置状況
休憩所	宿泊施設朝食

無料ドリンク配布	弁当注意喚起
弁当引換所	弁当引換状況
弁当包装（高萩市）	弁当（高萩市）

救護室	救護室内
	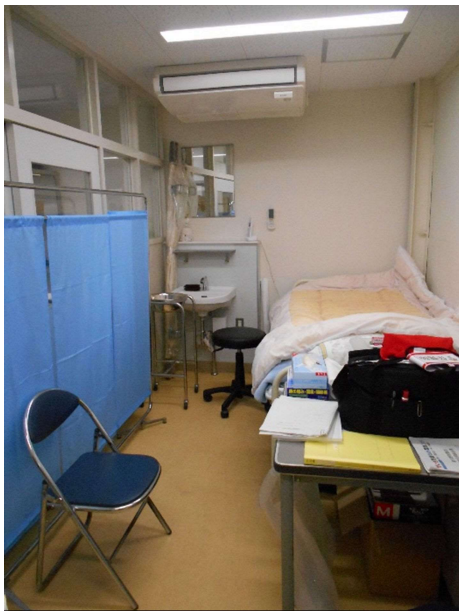
環境美化本部	会場内ゴミ箱、水切りバケツ
分別状況	ごみ集積所

議　　案

議案第１号

三重とこわか国体亀山市医療救護要項（案）

１　目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における医療救護対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

２　実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

３　実施項目

医療救護対策は、次の事項を実施する。

（１）救護所の設置

ア　設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

イ　人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

ウ　その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療機器（ＡＥＤを含む）等を配置する。医薬品は、ドーピング禁止物質を含有しないものを配備する。

（２）救護所における医療救護

救護所は、患者に対する応急処置および簡易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（３）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。医薬品はドーピング禁止物質を含有しないもの配備する。

（４）宿舎における医療救護

大会に参加する選手、監督、役員等が宿舎において発病・負傷した場合は、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を実行委員会へ連絡する。

（５）救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して決める。

（６）医療費の負担

救護所での診療費用および救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て

受診者が負担するものとする。

4　その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における医療救護対策について、この要項を準用する。

議案第２号

三重とこわか国体亀山市食品衛生対策要項（案）

１　目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

２　実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

３　実施項目

食品衛生対策は次の事項を実施する。

（１）食品衛生に対する意識向上の啓発

食品関係事業者ならびに市民および大会参加者等に食品衛生に関する意識向上の啓発を図り、食品衛生の向上に努める。

（２）食品関係営業施設等に対する監視、指導

県、関係機関・団体等と連携し、食品関係営業施設等に対する重点的な監視、指導等を行い、施設の衛生確保および食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（３）食中毒発生の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、「食品衛生法」に基づき、必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

４　その他

（１）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（２）競技別リハーサル大会における食品衛生対策について、この要項を準用する。

議案第３号

三重とこわか国体亀山市防疫対策要項（案）

１　目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における防疫対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

２　実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を実施する。

３　実施項目

防疫対策は次の事項を実施する。

（１）予防・防疫に対する意識向上の啓発

感染の発生防止のため、大会に参加する選手・監督・役員・視察員・補助員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、予防・防疫意識の普及啓発を図る。

（２）感染症に関する情報の収集および提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備するとともに、本市での流行状況を常に監視し、大会参加者等への情報提供および状況に応じて注意喚起に努める。

（３）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療が受けられるよう努めるとともに、感染のまん延の防止の為、法律等に基づき必要な措置を講じる。

４　その他

（１）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（２）競技別リハーサル大会における防疫対策について、この要項を準用する。

議案第４号

三重とこわか国体亀山市環境衛生対策要項（案）

１　目　的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

２　実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県、関係機関・団体等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

３　実施項目

環境衛生対策は次の事項を実施する。

（１）環境衛生に対する意識の向上

関係機関、団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（２）会場等の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場とその周辺における衛生管理体制を確立し、清潔に保持するよう努める。

（３）宿舎の衛生対策

関係機関・団体と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な環境で過ごせるよう、宿舎およびその周辺の環境衛生の保持に努めるよう要請する。

（４）廃棄物の発生抑制およびリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリユースおよびリサイクルを行う。また、リサイクルができない廃棄物については、適正な処理を行う。

（５）飲料水の衛生対策

水道事業者およびその他関係機関と連携し、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

（６）ねずみ・衛生害虫等対策

関係機関・団体と連携し、ねずみおよび衛生害虫の発生防止等を行い、適正な環境づくりに努める。

（７）動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止に努める。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

４　その他

（１）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（２）競技別リハーサル大会における環境衛生対策について、この要項を準用する。

参考資料

資料１

三重とこわか国体・とこわか大会亀山市実行委員会
宿泊衛生専門委員会委員名簿

敬称略、順不同

委員会役職	所属機関・団体	役職	氏　　名
委員長	亀山商工会議所	会員	福島　秀昭
委員	一般社団法人　亀山市観光協会	事務局長	本間　一也
委員	一般社団法人　亀山医師会	理事	堀　靖英
委員	一般社団法人　亀山歯科医師会	理事	山田　敏彦
委員	一般社団法人　鈴鹿亀山薬剤師会	理事	山口　哲夫
委員	鈴鹿食品衛生協会	会長	前田　稔
委員	三重県鈴鹿保健所	主査（課長代理）	相谷　祐司
副委員長	亀山市生活文化部環境課	参事兼課長	谷口　広幸
委員	亀山市健康福祉部長寿健康課	副参事兼GL	駒谷　みどり
委員	亀山市産業建設部産業振興課	課長	富田　真左哉
委員	亀山市立医療センター地域医療部病院総務課	課長	宮村　信廣

資料２

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第２条　実行委員会は、第７６回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

（所掌事務等）

第３条　実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

(1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。

(2) 競技会の開催及び運営に関すること。

(3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。

(4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第２章　組織

（組織）

第４条　実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(1) 亀山市を代表する者

(2) 亀山市議会を代表する者

(3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者

(4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第５条　実行委員会に次の役員を置く

(1) 会　　長　　１名

(2) 副 会 長　　若干名

(3) 常任委員　　４０名以内

(4) 監　　事　　２名

（役員の選任）

第６条　会長は亀山市長をもって充てる。

２　副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

３　監事は、第４条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第７条　会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

３　常任委員は、常任委員会を構成し、第１２条第６項に掲げる事項を審議する。

４　監事は、実行委員会の財務を監査する。

（任期等）

第８条　委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

２　会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

３　会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

４　委員等は、無報酬とする。

（顧問及び参与）

第９条　実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与は、会長が委嘱する。

３　顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

４　参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

５　顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第３章　会議

（種類）

第１０条　実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

（総会）

第１１条　総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

２　総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 会則の制定及び改廃に関すること。
(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
(6) その他重要な事項に関すること。
3　総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。
4　総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
5　総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
6　会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）
第１２条　常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
2　委員長は、会長をもって充てる。
3　副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
4　常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
5　委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
6　常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
(1) 総会から委任された事項に関すること。
(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関すること。
(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
7　前条第４項及び第５項の規定は、常任委員会において準用する。
8　常任委員会は、第６項の規定により審議した事項及び次条第３項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
9　第８条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。
（専門委員会）
第１３条　専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
2　専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
3　前２項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
4　第８条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第４章　会長の専決処分

（会長の専決）

第１４条　会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

２　会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第５章　事務局

（事務局）

第１５条　実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第６章　会計

（経費）

第１６条　実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（事業計画及び予算）

第１７条　実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

（事業報告及び決算）

第１８条　実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第１９条　実行委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第７章　解散

（解散）

第２０条　実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

２　実行委員会が解散するときに有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第８章　補則

（委任）

第２１条　この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この会則は、平成２９年８月２４日から施行する。

附　則

この会則は、平成３０年４月２７日から施行する。

附　則

１　この会則は、平成３１年１月３１日から施行する。

２　この会則の施行の際、現に第７６回国民体育大会亀山市準備委員会の役員、委員、顧問である者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の役員、委員、顧問に委嘱されたものとする。

３　この会則の施行の際、現に制定されている第７６回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第７６回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

資料３

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会
専門委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第１３条第３項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の名称等）

第２条　専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第３条　専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長　１名

(2) 副委員長　若干名

（役員の選任）

第４条　委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第５条　委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

３　専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

４　専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

５　専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

（専門部会）

第７条　専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

２　専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

３　第３条から第６条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

４　部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附　則

この規定は、平成３１年１月３１日から施行する。

別表（第２条関係）

名　　称	委　　任　　事　　項
総務企画専門委員会	１　総務企画に関すること。 ２　財務に関すること。 ３　広報に関すること。 ４　市民運動に関すること。 ５　歓迎・接伴に関すること。 ６　他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	１　競技に関すること。 ２　式典に関すること。 ３　施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	１　宿泊に関すること。 ２　医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	１　輸送・交通に関すること。 ２　警備・消防に関すること。

資料４

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画

１　趣旨

三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「国体」という。）の成功に向けて、市民の英知と総力を結集し、第２次亀山市総合計画に掲げる「市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいる」姿を目指し、「第７６回国民体育大会亀山市開催基本方針」に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

２　主要項目

（１）総務企画

県・競技団体・関係機関および関係団体（以下「県等」という。）と連携し、円滑な大会運営を行うため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（２）財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（３）広報

国体開催に対する市民の理解や参加意識を高めるため、報道機関等と連携し、積極的な広報活動を推進するとともに、豊かな自然、歴史、文化、産業など、本市の魅力を全国に発信する。

（４）市民運動

市民総参加のもと、国体開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていくとともに、国体開催の経験をその後のまちづくりにつなげるよう努める。

（５）歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えすることで、「また訪れたい」と感じていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

（６）競技

競技会開催については、県等と緊密な連携を図り、円滑で効率的な運営に努めるとともに、競技に必要な用具等の調達を遅滞なく行う。

（７）施設

競技施設については、国民体育大会開催基準要項の施設基準を尊重しつつ、最大限、既存施設の有効活用に努めるとともに、国体開催後の利用も視野に入れた整備を行う。

（８）式典

創意工夫をこらし、簡素で効率的な魅力ある式典とする。

（９）宿泊

選手や監督、競技役員等の宿泊については、県等と緊密に連携を図り、安全で快適な宿舎が確保されるよう、配宿及び受け入れ体制を確立する。

(10) 医事・衛生

国体に関わる全ての方々の健康、安全を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関等と連携を図るとともに、食品衛生及び環境衛生に配慮し、防疫対策及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者関係機関と連携を図り、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制を確立する。

(12) 警備・消防

競技会場等大会に関係する施設における災害の防止と治安の確保、並びに非常時における緊急対応に万全を期するため、警察や消防等関係機関と連携を図り、消防防災・警備体制を確立する。

３　年次計画

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年		2018年（3年前）	2019年（2年前）	2020年（1年前）	2021年（開催年）	
開催地		福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	
開催までの流れ		総合視察（日体協・文科省） 会期決定		リハーサル大会開催	本大会開催	
庁内組織		国体推進G設置	庁内実施本部設置	リハーサル大会実施本部設置	本大会実施本部設置	
準備組織		実行委員会設置 常任委員会設置 総務企画専門委員会設置 競技式典専門委員会設置 宿泊衛生専門委員会設置 輸送交通専門委員会設置	総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	総会開催	総会開催	最終総会・解散
総務企画専門委員会	総務企画	開催方針策定 専門委員会規程作成 開催推進総合計画策定	運営ガイドライン検討 識別用品整備要項作成	業務必携作成（リハ大会） 識別用品作製	業務必携作成（本大会）	
	財務		協賛取扱要項作成	協賛募集		
	広報		広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 ホームページ等情報発信	大会報告書編成方針作成		大会報告書作
	市民運動		市民運動基本計画策定 市民運動の実践 ボランティア募集要項作成	ボランティア募集 ボランティア業務計画作成 ボランティア養成	ボランティア編成・配置	
	歓迎・接伴		歓迎・接伴基本計画策定 歓迎装飾実施要項作成 案内所設置要項作成 休憩所設置要項作成 売店設置要項作成 ガイドマップ検討	歓迎装飾実施（リハ大会） 案内所設置 （リハ大会） 休憩所設置（リハ大会） 売店設置（リハ大会）	歓迎装飾実施（本大会） 案内所設置 （本大会） 休憩所設置（本大会） 売店設置（本大会） ガイドマップ作成・配布	
競技式典専門委員会	競技		競技運営基本計画策定 競技用具整備計画作成 競技役員等編成案作成 競技会係員・補助員編成計画作成 開催基本計画（リハ大会）作成 大会実施要項（リハ大会）作成	競技別実施要項作成 組合せ抽選会実施要項作成 競技用具整備（リハ大会） 競技役員等決定・名簿作成 競技会係員・補助員編成・養成 リハーサル大会プログラム作成 デモスポ実施要項作成	競技別プログラム作成 参加受付・組合せ抽選会実施 競技用具整備（本大会） 競技役員等委嘱 競技会係員・補助員委嘱 デモスポ開催	
	施設		施設整備基本計画策定 会場設営実施設計	会場設営（リハ大会）	会場設営（本大会）	
	式典		式典基本計画策定 式典実施要項作成	競技別式典実施要領作成 炬火・採火式実施計画作成	競技別式典実施 炬火・採火式実施	
宿泊衛生専門委員会	宿泊		宿泊基本計画策定 弁当調達要項作成 弁当調製施設選考基準作成	宿泊実施要項作成（リハ大会） 弁当調達（リハ大会）	宿泊実施要項作成（本大会） 弁当調達（本大会）	
	医事・衛生		医事・衛生基本計画策定 医療救護対策要項・要領作成 防疫対策要項・要領作成 食品衛生対策要項・要領作成 環境衛生対策要項・要領作成	救護所設置計画作成 救護所設置（リハ大会）	医事・衛生本部設置 救護所設置	
輸送交通専門委員会	輸送・交通		輸送・交通基本計画策定 輸送業務実施要項作成 駐車場調査・確保	輸送実施計画作成 輸送実施（リハ大会） 駐車場管理運営要領作成	輸送・交通本部設置	
	警備・消防		消防防災・警備基本計画策定 消防防災・警備実施要項作成	消防防災・警備本部設置（リハ大会）	消防防災・警備本部設置（本大会）	

第76回三重とこわか国体・三重とこわか大会開催

資料５

三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画

１　目的

三重とこわか国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）がそれぞれの目的を十分に達成できるよう、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、安全で快適な宿泊環境を整えるとともに、衛生面・栄養面で良好な食事を提供することを目的とする。

２　内容

（１）宿舎

ア　大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ）とする。

イ　市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関等と協議のうえ、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。

ウ　風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

（２）配宿

ア　選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況を考慮し、大会運営に支障がないよう留意して行う。

イ　選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。

ウ　役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督とは別に割り当てる。

エ　大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

（３）宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

（４）食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

資料６

三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画

１　目的

三重とこわか国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、関係機関と連携し医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

２　内容

（１）医療救護

ア　大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

イ　救護所での診療費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担する。

（２）防疫

大会参加者等の感染症の発生及びまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫及び衛生に対する意識の向上を図る。

（３）食品衛生

大会参加者等の食品に起因する衛生上の危害を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上に努める。

（４）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の減量化及び適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水による事故の防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。